

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外30名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

証 拠 説 明 書 (34)

令和8年3月/0日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

堤

真 吾

外10名



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。

記

乙B号証（原子力発電所の自然的立地条件（地震、地盤、津波等）に関するもの）

乙B第147号証 浜岡原子力発電所4号炉 敷地周辺陸域及び敷地近傍の活断層
評価（抜粋）

[表紙, 目次, 2～9, 62～89頁]

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成26年6月20日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告が行った御前崎台地の活断層調査に関し、以下のことを証する。

- ・ 被告が、活断層研究会編（1991）「[新編]日本の活断層」も対象として文献調査を行い、その結果につき、同文献において、「白羽断層」として、判読長2.5km, 确实度I, 活動度C等とされる活断層が御前崎台地に図示されていることを審査会合資料に示していたこと
- ・ 被告が、変動地形学的調査の結果として、活断層研究会編（1991）「[新編]日本の活断層」において「白羽断層」が指摘される位置付近に、「白羽」として、判読長0.1km, 确实度のランクをBランクと判読したリニアメント・変位地形が存在することを審査会合資料に示していたこと
- ・ 被告が、変動地形学的調査の結果、御前崎台地において、「白羽」を含めて合計6条のリニアメント・変位地形が存在することを確認し、

これらについて、地表地質調査により、いずれも御前崎礫層を変位させているものの、規模が小さく、同層の下の相良層にはリニアメントと調和的な断層が見られないことを確認するとともに、地球物理学的調査により、リニアメントから地下深部に連続する断層が認められないことも確認したこと

- ・ 被告が、御前崎台地のリニアメント・変位地形について、活動性を否定できない断層と評価したうえで、これらはいずれも受動的に活動する副次的な断層と考えられることから、それ自体を震源として考慮するのではなく、他の断層の評価に含めることとして、耐震設計上考慮する活断層とはしていないこと

乙B第148号証 浜岡原子力発電所 原子炉設置変更許可申請書4号原子炉の増設に係る添付書類一～七（抜粋）

[表紙, 6-目-1～6-目-21, 6-3-61～6-3-72, 6-3-110～6-3-116, 6-3-185～6-3-245頁]

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 昭和61年11月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 本件原子力発電所4号機的设计・建設に当たり被告が行ったH断層系の評価について、以下のことを証する。

- ・ 被告が、本件原子力発電所の敷地及び敷地近傍において行った詳細な調査の結果に基づき、敷地において4本の断層をH断層系（H-1断層ないしH-4断層）と評価するとともに、このH断層系の活動性について、H断層系の断層面近傍では、砂岩及び凝灰岩は角礫状を呈さず、一部で膨縮が認められ、レンズ状をなしていること、砂岩及び

凝灰岩には明瞭な引きずりが認められることなどの形態及び性状から、H断層系の成因は、相良層の未固結時における海底地すべり又は地中深くにおける高封圧下での塑性変形と考えられ、このような環境下で断層が形成されてから現在に至るまでに新たな破碎が起きていないと認められたこと

- ・ 被告が、断層内物質を含めた断層の形態及び性状がH断層系とよく類似する敷地近傍の36H01断層は、御前崎礫層に対比される礫層に変位を与えておらず、この断層が少なくとも約5万年前以降活動していないことを、上載地層法によって確認したこと
- ・ これらのことから、被告が、旧指針を踏まえ、H断層系は少なくとも第四紀後期以降における活動はないと評価したこと

乙B第149号証 浜岡原子力発電所 敷地の地質・地質構造 参考資料（その1）
（上載地層法の検討地点変更に伴う追加検討・調査の見通し）

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 令和6年11月29日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告が、本件原子力発電所の敷地の約1km北方のBF1地点において行ったトレンチ調査により、H-19断層の上部に古谷泥層に対比されると考えられる厚い堆積層を確認するとともに、同層の中に火山灰層が堆積していることを確認し、その成分分析を行った結果、これが約13万年前に堆積した阿蘇3テフラに対比されるものであると評価したことを証する。

乙B第150号証 御前崎地域における阿蘇3テフラの発見（速報）

作成者 佐々木 俊法, 森本 拓也, 大中 翔平, 大南 久紀, 西村 幸明,

上野 龍之, 後藤 憲央

作成年月日 令和6年5月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告が約13万年前に堆積した阿蘇3テフラに対比されると評価した, 本件原子力発電所の敷地の約1km北方のBF1地点における火山灰層の発見について, 御前崎地域における火山灰層の新たな発見として, 公益財団法人日本地球惑星科学連合主催の日本地球惑星科学連合2024年大会において発表されていることを証する。

以 上